

令和7年度運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）
×消費者物価指数（ γ ）+当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）
×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）+当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 令和7年度算定の前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：対前年度 0.9670

業務経費の効率化係数（ β ）：対前年度 0.9787

消費者物価指数（ γ ）：1.00

政策係数（ δ ）：1.00

人件費（2）前年度給与改定分等：0

特殊要因：積み上げ方式